○**関東信越厚生局告示第四号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、指定医療機関として平成二十八年六月一日付けで次の医療機関を指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月四日

関東信越厚生局長　三宅　智

名称　所在地

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院　千葉県千葉市中央区仁戸名町六百八十二番地

○**関東地方整備局告示第一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月四日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市堀之内一丁目一四九八番二地先から同市国分七丁目一五〇七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月四日

○**関東地方整備局告示第二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月四日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百九十八号　市川市堀之内一丁目一四九八番二地先から同市国分七丁目一五〇七番一まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月五日

○**九州地方整備局告示第一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月四日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

佐賀県三養基郡基山町大字小倉字北桜町一七二七番一地内　前　四〇・〇二メートル～四七・八七メートル　四〇・〇四六キロメートル

後　四一・九五メートル～四七・一四メートル　四〇・〇四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

国会事項

参議院

辞令

参議院常任委員会専門員に任ずる　星　明

環境委員会調査室長を命ずる（委員部長）参議院参事　秋谷　薫司

参議院常任委員会専門員に任ずる　笹嶋　正

決算委員会調査室長を命ずる（管理部長）同　笹嶋　正

委員部長を命ずる（議事部副部長）同　小林　史武

議事部長を命ずる　金子　真実

議事部議事課長事務取扱を解く（委員部副部長）同　金子　真実

記録部長を命ずる　宮崎　一徳

委員部議院運営課長事務取扱を解く（管理部副部長）同　宮崎　一徳

管理部長を命ずる　秋谷　薫司

管理部管理課長事務取扱を解く（委員部副部長）同　秋谷　薫司

委員部調整課長事務取扱を命ずる　大蔵　誠

委員部第一課長事務取扱を解く（同）同　大蔵　誠

委員部第一課長事務取扱を命ずる　清水　賢

委員部第五課長事務取扱を命ずる　清水　賢

国際部国際会議課長事務取扱を解く（委員部調整課長）同　星　正彦

委員部副部長を命ずる　星　正彦

委員部議院運営課長事務取扱を命ずる（庶務部文書課長）同　小松　康志

庶務部副部長を命ずる　小松　康志

庶務部文書課長事務取扱を命ずる（庶務部会計課長）同　岡崎　慎吾

庶務部副部長を命ずる　岡崎　慎吾

庶務部会計課長事務取扱を命ずる（法務委員会調査室首席調査員）　平出　重保

参議院常任委員会調査室首席調査員　平出　重保

企画調整室勤務を命ずる（企画調整室調査情報担当室長）　光地　壱朗

同　光地　壱朗

法務委員会調査室勤務を命ずる　藤井　亮二

法務委員会調査室首席調査員を命ずる（委員部第四課長）参議院参事　伊藤　文靖

議事部議事課長を命ずる（委員部第二課長）同　三瓶　朋秀

委員部第四課長を命ずる（委員部第八課長）同　荒井　透雅

委員部第七課長を命ずる（委員部第七課長）同　森　黒土

庶務部厚生課長を命ずる（委員部第五課長）同　相澤　達也

管理部管理課長を命ずる（庶務部厚生課長）同　松下　和史

国際部国際会議課長を命ずる（情報監視審査会事務局総務課長）同　佐伯　道子

委員部第二課長兼務を命ずる（憲法審査会事務局総務課長）　神戸　敬行

同　神戸　敬行

委員部第八課長兼務を命ずる（企画調整室次長）参議院常任委員会調査員　藤井　亮二

企画調整室調査情報担当室長事務取扱を命ずる（事務次長）参議院参事　岡村　隆司

議事部長事務取扱を解く（記録部長）同　松本　智和

裁判官弾劾裁判所事務局へ出向を命ずる（以上一月一日）

（環境委員会調査室長）参議院常任委員会専門員　櫻井　敏雄

（決算委員会調査室長）同　吉岡　拓

願により平成二十八年十二月三十一日限り常任委員会専門員を免ずる（各通）（二十八年十二月三十一日）

国立国会図書館

辞令

（調査及び立法考査局長・海外立法情報調査室主任事務取扱）

国立国会図書館専門調査員　石川　武敏

調査及び立法考査局海外立法情報調査室主任を命ずる

（調査及び立法考査局総合調査室主任）同　坂田　和光

調査及び立法考査局長を命ずる

調査及び立法考査局総合調査室主任事務取扱を命ずる

（総務部長）国立国会図書館参事　山田　敏之

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局議会官庁資料調査室付を命ずる